

大和市告示第12号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月21日

大和市長 大 木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改める。

第7条中「補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に改める。

第8条第2号中「補助事業」の次に「の全部若しくは一部」を加え、「（一部の中止、又は廃止を含む。）」を削る。

第11条中「3(13)」を「第3項第14号」に改める。

別表第1補助事業の欄中「8(1)ア」を「第8項第1号ア」に、「8(1)イ」を「第8項第1号イ」に、「8(4)」を「第8項第4号」に、「8(5)」を「第8項第5号」に、「8(2)ア」を「第8項第2号ア」に、「8(2)イ」を「第8項第2号イ」に、「8(4)」を「第8項第4号」に、「3(13)」を「第3項第14号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、決定その他の行為とみなす。